

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和3年度

川崎市  
川崎市土渕保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ
-----------

### ②施設・事業所情報

名称:	川崎市土渕保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	■■■■■■■■■■
定員(利用人数):	120名(116名)
所在地:	214-0038 川崎市多摩区生田2-14-5
TEL/FAX:	044-933-8942/044-933-8942
ホームページ:	<a href="https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000127679.html">https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000127679.html</a>
開設年月日:	1979年4月1日
経営法人・設置主体:	川崎市土渕保育園

職員数	常勤/非常勤	常勤:30名	非常勤:1名
	専門職員(名称)	保育士:25名	用務員:1名
		看護師:1名	調理員:2名
		栄養士:1名	

施設状況 鉄筋コンクリート2階建て

保育室:11	トイレ:フロアごとに設置	調理室:1
事務室:1	地域支援ルーム:1	職員休憩室:1
園庭:有		

### ③理念・基本方針

保育の理念(土渕保育園の役割)  
『子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育』  
保育方針(具体的にどんなことをしていくのか)  
●一人一人の子どもの情緒の安定を図り、健全な心身の発達を促していく  
●園生活が子ども達にとって楽しく豊かなものになるよう、家庭や地域社会との連携を図り保育にあたる  
●地域の子育て支援を積極的に遂行していく  
保育目標(小学校に行く頃はこんな姿になることを目指します)  
●(にこにこ)元気で明るい子  
●(きらきら)意欲を持って遊べる子  
●(すくすく)自分の気持ちを素直に表現し、思いやりのある子

## ④施設・事業所の特徴的な取組

多摩区のセンター園として、経験豊富な保育や多種の専門職員がそれぞれの力を発揮し、また十分な連携をとりながら「子どもにとってどうなのか」の観点から日々の保育や保護者・地域支援・民間保育園と一緒に研修、公開保育、懇談会等の人材育成に力を注いでいる。

特に食育に力を入れ、コンポスト作りを行いながら広い園庭に畑を作って季節の野菜を育て、保護者も巻き込みながらさまざまな生命の営みを体感し心豊かな子どもたちが育っている。SDGsを意識した保育も展開している。コロナ禍以前にはいろいろな年齢の子どもたちの交流にも力を入れており、リズム遊び・季節の遊び等を通し、優しさや思いやりの気持ちの育ち合いを大切にしてきた。また、ひとりひとりを大切に、それぞれの思いを受けとめ、十分に甘えられる関係をもてるよう職員一同心掛けている。安心して明るい雰囲気の中、心もからだも健やかに育ちあえる場を目指している。

在園児の保育とともに、園庭開放・絵本の貸し出し・年齢別のzoom講座など、地域に住む親子に向けての支援を行っている。令和6年度には「多摩区保育・子育て総合支援センター」として新たな「保育・地域の拠点」となるため、子どもの最善の利益を考えた保育に職員全員で取り組んでいる。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和3年9月21日

訪問調査日：令和4年1月25日

評価結果確定日：令和4年4月3日

受審回数(前回の時期)

3回(前回：2017年度)

## ⑥総評

## ◇特に評価の高い点

1)一人ひとりの子どもの自由な表現を大切にしています

子ども一人ひとりに寄り添う保育を行い、専門性の高い職員により保育園としての役割を踏まえた取組を丁寧に実施しています。子どもがのびのびと遊び、自分の思いを表現できる環境が整備されています。経験豊富な職員が子どもたちの思いの表出、意思決定が出来るように支援しています。公開保育のテーマとして「表現」を上げ、自由な表現を大切にしています。日常保育の中で子どもの「自然な姿」を受け止め、子どもの「声」を聴き、表情、仕草から思いを汲み取るよう常に心がけています。制作やリズム遊び、夏祭りなど、子どもの意思を表明する機会には子どもたちの生き生きとした活動が見られています。

2)子どもの人権をテーマに職員間で協力し、保育を実践しています

川崎市公立保育園統一の保育理念として「子どもの権利を保障し未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育」を掲げています。土淵保育園では、川崎市多摩区のセンター園として地域支援や民間園との連携で公開保育や研修に取り組んでいます。今年度は「子どもの人権」をテーマに公私立保育園共同で「子どもの人権を尊重する保育の為に～私たちが大切にしたいこと～振り返りリスト」を作成し、より質の高い保育のあり方について学び合っています。保育士、看護師、栄養士など、職種間の連携も良く、子ども一人ひとりの思いに寄り添いながら保育にあたることを掲げています。職員互いが協力し合える関係性を築きながら、理念と方針の実現に向け、園全体で取り組んでいます。

3)地域の子育て支援や次世代育成に積極的に取り組んでいます

多摩区のセンター園として地域の子育て支援や民間園との連携を図り、保育の質の向上を目指すなど地域支援に力を入れています。地域支援便りを発行し園情報を伝えています。園庭開放、身体測定、図書の貸し出しなど0歳～就学前の親子を対象として多彩に実施されています。この様な事業を通じて地域ニーズの把握に努め、次年度の企画に反映しています。現在はコロナ禍の為実施できないイベントも多くありますが「みんなで遊ぼう！話そう！」などを年齢ごとにオンラインで開催しています。次世代育成に向けて中・高校生、実習生等の受け入れにも力を入れています。

## ◇改善を求められる点

1)アフターコロナを踏まえて職員同士の情報共有

園は定員120名の大規模保育園です。職員数も多く、多摩区のセンター園としての大切な役割を担っています。今年度から保育時間の延長があり、長時間保育（7:00～20:00）の延長時間の保育内容について職員で検討し、より良いものにしていくことや、次年度からの大きなプロジェクトの園舎建て替えなど、職員が統一した認識で進めなければならない案件があります。しかしコロナ禍で現在は対面での話し合いが難しい現状もあり、コミュニケーションの取りづらさがあります。ICT化を推し進めWebでの研修や会議等新たなツールを使って情報共有の体系化を図ることが期待されます。

**⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント**

事業者名： 川崎市土渕保育園

今後の保育園運営の見直し、保育の質の向上のために、第三者評価を受けさせていただきました。

保護者の皆様におかれましては、アンケートにご協力いただきありがとうございました。保育理念をもとに、保育目標、保育方針をたて、「子どもの最善の利益」を最優先して保育を行なってまいりました。

「一人ひとりの子どもの自由な表現を大切にしています。」等の評価していただき、職員一同日頃から取り組んできました

保育についてより一層自信につながりました。

今後も、改善点、課題にも取り組み保育の質の向上に努めてまいります。

**⑧第三者評価結果**

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

川崎市の理念にもとづいた園の保育方針、保育目標は川崎市のホームページに掲載しています。「園のしおり」「園の理念」(土渕保育園の役割)に保育方針と保育目標を明記し、入園児説明会にてパンフレットとともに保護者に配布して内容を説明しています。保育理念は多摩区のセンター園として、保育のみならず、地域に向けた活動や民間保育園との連携が記載される等、社会的役割が明確にされています。職員に対しては年度末の全体会議で周知する他、会議や研修ごとに振り返っています。

## I-2 経営状況の把握

## I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

## 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。  
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。  
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。  
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。  
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。  
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

## &lt;コメント&gt;

事業主体は川崎市であり、各種福祉計画の策定動向や保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ等の把握や分析は川崎市が行っています。川崎市が分析結果にもとづき「川崎市の公立保育園のありかた」(基本計画)を策定し、公立園の園長会等で共有しています。園では基本計画に沿い、多摩区のセンター園として地域の子育て事業や民間保育園との連携、人材育成等を含めた事業内容を策定し取り組んでいます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

## 【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。  
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。  
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。  
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。  
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。  
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## &lt;コメント&gt;

公立園のため職員体制や設備の整備、職員体制、財務状況等の分析は川崎市が行っています。それにもとづいた園の運営については園内での会議で課題を抽出し、職員全体で意見交換により改善に向けた取組を行う仕組みが整備されていますが、職員への周知に課題があります。次年度は園舎の建て替えが予定され、多摩区のセンター園としての機能の充実を目指しています。



## I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

## 【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

川崎市策定の「総合計画」は「かわさき10年戦略」を中長期的に4年ごとに区切り、方向性を示した計画となっています。令和4年4月からの「総合計画・第3期実施計画」は新型コロナ感染状況や自然災害の状況等を踏まえた計画となっており、5つの基本政策の中で「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を掲げています。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

毎年年度初めに川崎市策定の中・長期計画にもとづいた園の運営方針や組織目標を基本とした「保育」「地域の子育て支援」「民間園との連携」を3本柱とした事業計画を策定しています。事業計画は前年度の事業計画の実施状況や達成状況を踏まえ、園の運営の方向性、人材育成、地域での子育て支援等について具体的な目標を掲げています。

## I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

事業計画は川崎市の中・長期計画にもとづき、職員の意見も聞き取って策定され、園長がまとめて全体会議で周知しています。事業計画は1年を4期に分け期毎に各クラスで実施状況等を振り返り、必要があれば見直しています。また、園の意見を集約し、川崎市の公立保育園の園長会や主任連絡会等で報告し、川崎市の計画にも反映しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

## 【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

事業計画には年間の保育における活動やセンター園としての3本柱、各クラスの4半期毎の目標やねらい、行事や健康管理、食育計画等が記載されています。事業計画は例年、保育内容説明会やクラス懇談会でクラス担任が作成した資料を配付して説明していますが、コロナ禍で実施できていないため、保護者との連携アプリを用いて配布していますが、理解度の確認や保護者の意見の集約ができていません。コロナ禍の状況が継続することを踏まえた保護者参画を促す仕組み作りが期待されます。

## I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
  - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
  - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
  - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## &lt;コメント&gt;

週日指導計画をクラス内では担任同士で日々振り返り、毎月月間指導計画の評価・反省を行い、次月の計画策定に生かしています。毎月行われる乳児・幼児会議では議題を提示した職員がボードを掲げ、職員個々の意見を付箋で貼り、それを集約する等、多くの職員が自由に意見を出し合える工夫をしています。また、クラス持ち回りで「エピソード反省」を行うことで、子どもの発想の受け入れや子どもの声を聞くようになったという効果があります。年度末には自己点検シートを用いて職員個々の自己評価を集めるとともに、園長が主となり、園の評価を実施して達成できている点、改善すべき点を明確にしています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

## 【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

毎年年度末に職員個々に自己評価を行うとともに園としての自己評価も実施し、反省点や課題を明記し全体会議で周知しています。課題は日々の振り返りの他、毎月の全体会議で課題を抽出したり、行事ごとに反省会を行ったりして次に生かしています。全体的な計画は園長が前年度の反省を元に素案を作成し、職員全員に提示して、職員の意見も取り入れ、保育の質の向上に向けた内容としています。近年はコロナ禍のため見直しの連続となっています。今後感染症等にも対応した内容の検討が期待されます。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

## Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## &lt;コメント&gt;

園長は川崎市の運営方針に沿った「土淵保育園運営委方針」に園の特徴や地域性に合わせた独自の運営方針を示し、全体会議で職員全員に周知しています。川崎市の運営方針には園長の責務について明記されており、園の職務分担表にも記載されています。職務分担表には園長不在時の権限委任は副園長とされている他、有事の際の災害時等のマニュアルにも権限委任を明記しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は法令遵守について川崎市の研修に参加する他、川崎市定例園長会や多摩区施設長連絡会にも参加し、理解のための取組を行っています。園長は研修等で得た内容を全体会議等で職員に周知しています。職員に対しては年1度チェックリストや情報セキュリティ点検シートを用い、理解度を振り返っています。SDGsについても保育の中で実施できるコンポストを設置し、野菜の栽培に役立てる等の努力をしています。

## II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

## II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は日々の保育の状況を俯瞰的に見る立場をとるように観察し、また、記録や職員会議の中で保育の質の把握に努めています。「目的をもち保育を実践」することが保育の質の向上につながると考え、職員会議の振り返りで抽出した課題に対し、職員全員と改善策を検討しています。職員へは園内研修、川崎市のキャリアアップ研修、外部研修等への参加を促しています。民間保育園との研修にも参加し、地域の保育の質の向上を目指す取組を行っています。

第三者評価結果

13

## II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## &lt;コメント&gt;

園長は業務の実効性の向上に向けて、職員の業務の現状を分析し、業務量や人員配置を検討しています。これまで時間外で行ってきた会議を午睡の時間にすることで参加人数も増え、多くの職員の意見が集まるようになってきました。職務分担表で各職員の業務の明確化も行い、アイドリングタイムの100%活用を目指しています。また、保護者との連絡アプリを導入して園のお便りを配信し、ペーパーレス化で、コスト削減や職員の作業時間の短縮が図れています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

## II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

## &lt;コメント&gt;

公立園の運営、人材確保、育成等については川崎市が基本的な方針を立てており、人員基準はその方針によるものとなっています。会計年度職員はホームページやチラシ、掲示板等を使って募集していますが、必要人数の確保には至らないのが現状です。人材育成については保育士キャリアシートを用いて職歴や資格、研修の受講状況等を把握する他、新職員の指導については指導する側とされる側でOJTチェックシートを用いて体系的に行われています。会計年度職員の不足による業務は正規職員の残業となっている現状から、今後人材の確保が望まれます。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

川崎市の「人材育成基本方針」には市職員としてあるべき姿が、「川崎市保育の質ガイドブック」には保育士としてあるべき姿が明示され、職員に配布・説明し周知しています。人事管理は川崎市の人事評価制度にもとづき園長が年3回(年度初め・中間・年度末)職員との面談により貢献度や課題等の確認により行われています。川崎市のキャリアアップ研修等により職員が将来の自分の姿を描くことができる仕組みとなっています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は勤務表当番の職員が作成した勤務表や出勤簿を毎月確認し、時間外労働、有休の取得等も含め就業状況を把握しています。有給休暇については職員のリフレッシュのためにも推奨し、産休・育児休暇、介護休暇等についての規定も整備され、希望通りの取得を実施しています。業務改善担当の職員を複数名配置し、日常の業務やワークライフバランスについて検討し具体的な改善策を提案・実行しています。実際に業務時間外の会議を減らす等により成果が出ています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

川崎市の人材育成計画に行政専門職として求められる能力が明示され、それにもとづき職員が個人の目標を立てています。目標は「標題・水準・手段・役割・難易度」等の内容を具体的に設定し、園長との面談(設定時・中間・年度末)を通し方向性や達成状況の確認をしています。会計年度職員に対しても同様に園長が面談を行い個々に目標を設定し、目的の内容や達成状況を確認しています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

川崎市の人材育成計画により求められる職員像が明示されており、その達成に向けた行政職階層別研修や保育士階層別研修等の研修計画が計画されています。多摩区民間連携・人材育成実施事業においても専門技術や資格、民間園との交流事業等が計画され、資質向上等についての研修の講師を務めることによりキャリアアップを図っています。研修受講後は研修報告書の提出や職員会議で研修報告をし、職員全体で知識や技術を共有しています。



19

## II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

## 【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

## &lt;コメント&gt;

キャリアシートにて職員個々の知識や、技術水準・専門資格を把握しています。新任職員・異動職員に対してはOJTチェックシート・OJTノートを用い、個々の経験や能力に合わせた指導が行われています。川崎市の研修制度による行政職階層別研修・保育士階層別研修や、人権や障害児保育・保護者支援等の研修も実施され、職員の経験や能力に合わせて受講できる体制が整備されています。

## II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

## II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

## 【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
  - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
  - エ 指導者に対する研修を実施している。
  - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

川崎市の「実習生受け入れマニュアル」、多摩区作成の「多摩区公営保育所実習生受け入れマニュアル」をもとに園作成の「保育実習受け入れマニュアル」が作成され、育成支援や指導を通じて自らの保育を振り返ること等が明記されています。実習生受け入れにあたり「実習の手引き」を用い、担当者がオリエンテーションで「保育園の役割」「心構え」「守秘義務」等について説明しています。学校との情報交換も行い、実習について助言・指導・反省・評価を行い、実習生との面談では実習での学びを担当者と確認し、未来の保育士の育成を目指しています。育成者の研修等が実施されていないため、今後は指導者育成の機会の確保が望まれます。

## II-3 運営の透明性の確保

## II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。  
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。  
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## &lt;コメント&gt;

川崎市と多摩区のホームページに園の事業や園の紹介、保育方針、保育目標、園だより、子育て支援事業の内容、苦情・相談対応についての体制、第三者評価の受審結果等が掲載されています。財務については運営主体である川崎市が定期的に監査を実施する他、外部監査も実施しています。園のしおりやパンフレット、掲示板等でも理念や基本方針、園の生活、地域に向けた講座案内等の情報提供をしています。財務状況の公開の手段が不足しているため、今後、改善が望まれます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。  
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## &lt;コメント&gt;

川崎市の規定に則り、園長が園運営のための事務全般を行っています。物品や備品等の購入については年度毎に配置している担当職員が、定められた手順により川崎市の担当部署に申請することとしています。財務については川崎市の運営管理課が管理しており、定期的に内部監査・外部監査が実施されています。

## II-4 地域との交流、地域貢献

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。  
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。  
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。  
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。  
 ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。  
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。  
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## &lt;コメント&gt;

園のしおりに多摩区のセンター園としての役割を踏まえ「地域へ向けての子育て支援」「民間保育園との連携による保育の質の向上」を明記しています。多摩区地域子育て情報BOOKにも子育て支援事業について掲載しています。園の掲示板や多摩区のホームページには園庭開放や地域に向けた講座、行事について掲示しています。近年コロナ禍のため実施されていませんが、通常は近隣の高齢者施設の訪問や、運動会前には地域にチラシの配布、園での制作物を地域に届ける等もし、交流を図っています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

## 【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。  
 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。  
 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。  
 イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。  
 ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している  
 エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。  
 オ 学校教育への協力を行っている。

## &lt;コメント&gt;

「体験保育・ボランティア受け入れマニュアル」や園独自の手引きを整備し、手引きにもとづいた受け入れ体制が整備されています。依頼機関とのオリエンテーションを実施し、園の基本姿勢を説明した上で受け入れています。中高生の職場体験学習、高校生・大学生のインターンシップ、看護学校、ボランティアの受け入れ等、乳幼児との触れ合いの場や、実習を体験する場を提供し、学校教育への協力を行っています。近年、コロナ禍のため中止や、要望が無かった事によりボランティアに対する研修・支援は実施されていません。



## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

## 【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

## &lt;コメント&gt;

多摩区役所の関係機関、児童相談所、療育相談センター、要保護児童対策地域協議会や地域の医療機関等の資料があり、連携は図っていますが、リストの作成や職員周知には至っていません。川崎市定例園長会や多摩区施設長連絡会等に参加し、地域課題に向けた取組を検討しています。病後児保育、発達支援等についての民間施設や作業所について保護者に対し情報提供しています。今後、関係機関等の社会資源のリスト化と職員への周知が期待されます。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## &lt;コメント&gt;

多摩区保育総合支援担当とともに保健福祉センター、児童相談所、民間保育園、との連携や幼保小連携会議等にて地域の福祉ニーズや生活課題等を把握する取組を行っています。地域の福祉ニーズに対して情報交換や相談の受け入れ体制を整備しています。コロナ禍による制限がある中、電話相談やオンラインを利用した年齢別の子育て支援講座等を実施しています。

第三者評価結果

27	<b>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

## 【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。  
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。  
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

多摩区の「地域の子ども・子育て支援事業」として、保育士・看護師・栄養士等の専門性を生かし、地域に向けた保育・食育・保健等についての講座を実施しています。「子育て支援スペースいくた」「たまっこ広場」の運営にも参加し地域コミュニティの活性化も図っています。多摩区の避難所運営訓練にも参加し、地域住民と防災対策を検討しています。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

## Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	<b>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

## 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

川崎市の「川崎市公立保育園保育指針」において、「子どもの権利条例の理念を反映させ、子どもの権利の視点からみた保育のあり方をより明確にすること」「子どもの権利の視点に基づく保育の実践について、保護者会や園からのたよりなどで、保護者の理解と協力を更に求めること。」とされています。「保育の質ガイドブック」を用いて上記の内容を職員に周知しています。園では子どもの意思を尊重し、子どもが自ら遊びや空間を選択できるような環境設定をしています。人権尊重について研修への参加や、全国保育士会の「人権チェックリスト」を活用し、職員全員で振り返りを行っています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
  - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
  - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
  - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
  - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
  - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

保育の中で子どものプライバシー保護への配慮を含めたマニュアルが整備されています。オムツ交換時や排泄を失敗してしまった時、午睡やプール活動の更衣時、身体測定等の際にはカーテンやパーテーションを使用し、プライバシー保護に配慮しています。園内ではプライバシーゾーンについて研修を実施し、サービスチェックリストを活用しプライバシー保護についての意識を高めています。保護者に対してはクラス懇談会等にて伝えています。

## Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

## 【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。  
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。  
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。  
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。  
 ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。  
 エ 見学等の希望に対応している。  
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## &lt;コメント&gt;

川崎市のホームページや園のパンフレットには保育理念、保育目標や1日の流れ、季節の行事、地域の子育て支援等が絵や図を用いて分かりやすく掲載されています。パンフレットは園外の掲示板にも配架しています。多摩区のホームページには「園だより」「給食だより」「健康だより」を掲載し、園の活動の様子が分かるようにしています。見学希望者は園長・園長補佐等がパンフレット等を用いて丁寧に対応しています。見学の日時はできる限り見学者の都合に配慮して対応しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。  
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。  
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。  
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。  
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。  
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。  
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## &lt;コメント&gt;

入園説明会にてパワーポイントや園のしおり・重要事項説明書等を用いて園の基本方針や行事、保育内容等について説明し、書面にて同意を得ています。変更があった場合には再度書面にて説明して同意を得ています。その際個々に質問も受け付け、丁寧に対応しています。0歳児については栄養士・看護師がアレルギー等について詳細な聞き取りを実施し、食事の提供や保育に反映しています。保育内容の説明については説明会以外にも懇談会、保育参加や保育参観でも行っています。



32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## &lt;コメント&gt;

公立園への転園の際には児童票の送付を、私立園の場合には保護者の同意を得て健康診断記録書にクラス担任が状況等を記載した用紙を添付し送付する他、密な連絡にて情報交換をすることにより、保育の継続性に配慮した引き継ぎを行っています。転園時の情報提供については重要事項説明書に記載し説明しています。保育所の利用が終了した後の相談は受けていますが、相談方法や担当者についての文書はないため、今後整備と周知が望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## &lt;コメント&gt;

職員は日々の保育の中で子ども一人ひとりの言葉や行動から思いを受け止めるよう心がけ、子どもの主体性を大切に保育を実践しています。年度の後半に満足度調査や運動会等行事後にアンケートを実施し、保護者の保育内容や行事等についての満足度や意見を把握しています。登降園時や懇談会・個人面談、玄関設置の「ご意見ポスト」等でも直接意見の把握を心がけています。収集した意見や要望は職員会議で話し合い、保育の質の向上に向けた取り組みにつなげています。

## Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

## 34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

## &lt;コメント&gt;

苦情解決の体制は「川崎市保育園苦情解決要項」に則り、園の苦情受付担当者・苦情解決責任者を定めるとともに第三者委員を設置し、その内容を重要事項説明書に明記して保護者に説明しています。苦情解決の仕組みは分かりやすいフローチャートを作成し園の玄関に掲示しています。苦情対応については「苦情解決マニュアル」に沿い、受け付けた職員が所定の用紙に記入し、検討が必要な場合には職員会議で検討して迅速な対応を目指しています。重要事項説明書に苦情対応についての行政窓口が明記されていません。今後書類の整備が望まれます。

## 35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

## 【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## &lt;コメント&gt;

重要事項説明書に「苦情・要望に係る相談窓口」として園の担当者・第三者委員と連絡先を明記し、入園時に説明しています。園のしおりで「ご意見ポスト」の設置や、「サンキューコールかわさき」「市長への手紙」「川崎市市民オンブズマン」等制度についても明記し説明しています。利用者調査では、相談や意見の言いやすい雰囲気について課題があります。保護者からの相談に対し、プライバシー保護の観点から必要時には個室にて対応する等の配慮をしています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

## 【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。  
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。  
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。  
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。  
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。  
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。  
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。  
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長、職員は登降園時に保護者とコミュニケーションをとり、保護者が意見を述べたり相談しやすいような雰囲気作りを心がけています。懇談会や保育参加、ご意見ポスト設置の他、行事後や年度後半にアンケートを実施し保護者意見の把握に努めています。相談内容は児童票に記録し、川崎市の規定に沿ったマニュアルにより迅速に対応しています。利用差調査では柔軟な対応への課題が指摘されています。対応マニュアルは川崎市のマニュアル部会にて定期的に見直しをしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

## 【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。  
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。  
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。  
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。  
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。  
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。  
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

リスクマネジメントについての責任者は園長とし、災害時・事故対応・緊急時・行方不明等についてのマニュアルが整備され、園内での危機管理研修を実施して職員に周知しています。事故報告書やヒヤリハットについて記録し、職員会議や研修等で再発防止や改善策について検討しています。事故発生時には当日事故報告書を作成、翌日には職員会議を開催し、職員全員に経緯を周知しています。川崎市からメール配信される他園の事例についても職員会議で検討し同様の事故等が発生しないように対策を講じています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

## &lt;コメント&gt;

厚生労働省「感染症対策ガイドライン」、川崎市「健康管理マニュアル」に沿い、園の「保育園マニュアル」の中に「感染症マニュアル」を整備しています。感染症についての研修を実施し、感染症の種類や対応について継続的に学んでいます。感染症対応については園のしおりで説明しています。感染症発生時には玄関に種類や人数を掲示し、保護者は連絡アプリで周知しています。新型コロナウイルス感染予防については、玄関で保護者も含めた手指消毒の徹底と、登降園時の付き添いを幼児は原則的に保育室前の廊下まで15分以内としています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

多摩川洪水ハザードマップ等を参考に、地震・豪雨洪水・大雪等のマニュアルを作成しています。防災年間計画に則り、毎月防災訓練を実施し、職員全員に各災害についての対応方法を周知しています。災害時の保護者に対する連絡手段は連絡アプリへの一斉送信や、緊急時の園児引き取り簿、災害伝言ダイヤルを使用することとしています。職員の連絡は職員連絡網を使用することとしています。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

#### Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の標準的な実施方法は、川崎市が策定している各種マニュアルを園で活用しやすいように抜粋し、園独自の「保育園運営マニュアル」を策定して各職員に配付しています。マニュアルには日々の保育で必要な内容について標準的な実施方法が記載されており、子どもの発達に応じた対応方法、「人権擁護の考え方」「プライバシーに関して」などについての考えが明記されています。毎月の乳児会議や幼児会議では、各クラスの反省を通じて標準的な実施方法に沿って保育が行われているか検証しています。また、子ども一人ひとりに応じた保育のための研修なども行い、職員のスキルアップに努めています。園長や園長補佐、主任等は、保育の進め方において子どもの様子や理解度を適切に把握し、柔軟に保育に生かしているかなどを確認しています。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
  - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
  - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
  - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

保育の標準的な実施方法の検証、見直しに関しては、保育士の自己評価の結果や、保護者からの意見などを参考に、職員全員で考え、意見を出し合っています。具体的には、毎月の乳児会議、幼児会議、全体会議などにおいて、クラス反省は2ヶ月毎、年間計画は4半期ごとなどと評価、見直しを行う仕組みができています。見直しにあたっては、保育士が評価・反省を行っている保育の各指導計画の内容も反映しています。また、職員からの意見のほか、日々の送迎時や申し出、意見箱、個人面談などから得た保護者の意見・提案も考慮し、必要に応じて標準的な実施方法に反映しています。標準的な実施方法は年度末に担当職員により見直しを行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

## 【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画作成の責任者は主任です。川崎市で統一の書式「児童票」「健康調査票」等で子どもや保護者に関する情報を把握しています。入園時、保護者から今までの保育や特別な事情・子どもの発達に関する事項やアレルギー対応等に関して、担任・園長・栄養士・看護師との個人面談を行い、一人ひとりに合った保育を実施しています。指導計画には必要に応じて、栄養士、看護師、川崎市の発達相談員、地域の療育センターなど専門機関の職員の助言なども反映しています。保育所保育指針をもとに養護と教育が一体となった「全体的な計画」を柱に園の特徴を加味し、子どもと保護者の状況やニーズを踏まえて年間計画、月案・週案を作成しています。入園時に得た情報は職員間で共有し、担任が全体的な計画をもとに指導計画作成に生かしています。指導計画は、乳児会議、幼児会議、全体会議で評価、反省を行い、次月に反映しています。支援が難しいケースでは、園長や主任、発達相談支援コーディネーター、担任のほか専門機関とも検討し、保護者の同意を得て適切な保育の実施に努めています。

第三者評価結果

## 43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画の評価や見直し手順について、川崎市として定めており、担任が日案は日ごとに、週案は週末に月案は月末に、年間指導計画は4半期ごと及び年度末に行って課題を抽出し、次の指導計画作成に生かしています。年度末には「養護と教育の観点から保育が進められているか」「子どもの発達を促す人的・物的環境が整えられているか」等を全体会議で確認し、評価・改定し次年度に繋げています。乳幼の打合せでは計画にもとづいたエピソードを添え、評価・検証を行っています。保護者の意向は、送迎時の会話や連絡帳で把握し、指導計画に反映させ同意を得ています。指導計画を緊急に変更する場合は園長の責任で行っています。指導計画変更後には乳児会議、幼児会議、全体会議などで職員に周知して保育にあたっています。

## III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

## 44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況などを記録する書式は川崎市や園で統一されています。プロジェクトで「業務改善」を実施し、データの管理方法や周知の仕方を職員間で確認し、記録を中心とした業務が効率よく進む手順を徹底しています。各記録の書き方については定期的に職員で学ぶ機会を設け、職員間で書き方に差異が生じないようにしています。個別の指導計画を作成し、毎月、評価・反省を行って次月に生かしています。発達相談支援コーディネーターを中心にケース会議を定期的に行い、園の全体会議にて情報の共有をしています。子どもに関しての情報については、手順を決め情報共有しています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報の保護や取り扱いについては、川崎市が定める「個人情報管理規定」により、職員は入職時に誓約書を提出しています。その後は年に一回サービスチェックを行い、個人情報について再確認しています。児童票や個人の健康に関する記録の保管や保存に関しては、川崎市の「文書管理マニュアル」に沿って実施しています。記録管理の責任者は園長です。保護者に対しては、入園時の説明会や年度初めの懇談会で重要事項に記載されている個人情報保護に関する内容や園での取組を説明し、保護者の同意を得たうえで署名捺印をもらっています。



(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	<b>a</b>
----	---	----------

### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

### <コメント>

全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨を踏まえて作成しており、保育理念に「子どもの権利を保障し未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育」を掲げ保育方針、園の保育目標、年齢ごとの保育目標にもとづき地域の実態などを反映させて作成しています。また、養護、教育、人権尊重、情報公開、食育の推進、インクルーシブ保育、特色ある保育として医療ケア児の受け入れ等の項目ごとに活動内容を記載しています。家庭との連携を図り、子どもの家庭での過ごし方や保護者の意向について把握しながら、園の生活と家庭における生活の連続性を視野に入れた計画を作成し、実施しています。年度末の自己評価をもとに、園の保育の全体像を職員間で共有し、年度末の職員会議では年間の振り返りを通して全体的な計画の評価を行い、次年度の作成に生かしています。作成にあたっては、幼児会議や乳児会議で出された職員の意見も反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	<b>a</b>
----	--	----------

### 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

園では、温湿度計や加湿器を用いて適切な空調管理を行っています。各保育室は、窓から入り込む採光で明るく家庭的な温かみのある空間となっています。保育室や玄関エントランス、手洗い場、トイレなど、各場所の清掃とおもちゃなどの消毒は、衛生管理マニュアルに沿って、ていねいに実施しており、清潔な状態が保たれています。保育室の一角にマットを用いてコーナーを作ったり、小さなベンチを置いたりしてくつろげる環境設定にしています。0歳児の部屋には畳が敷かれています。食事と睡眠のスペースは、仕切りを用いて別々に確保するなど適切に配置されています。園内外の環境保全や安全対策は、用務員をはじめとする職員全体で取り組み、子どもたちが心地よく生活できるように環境整備に努めています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

職員会議やケース会議などで、各クラスの日々の活動や子どもの様子などを報告し合い、子ども一人ひとりの成長段階を把握して、個人差を尊重した保育に努めています。職員は子どもの表情や仕草などから気持ちを汲み取り、思いを表現しやすいような雰囲気作りを行い、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。また、子どもと一緒に遊びながら、好きな遊びややりたいことなどを把握していき、子ども一人ひとりの興味や関心を広げられるよう援助しています。園では、気を付けたい言葉を意識して、子ども一人ひとりの思いに寄り添いながら保育にあたっています。子どもの人権に配慮し、できる限り肯定的な表現方法・穏やかなトーンでの声かけを行い、せかす言葉や制止させる言葉を用いず、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに対応するよう心がけています。人の気持ちに配慮した「かえる言葉」や、保育内容の写真を掲示し、付箋等で誰もが自由に意見交換し合える「エピソード判定」等、園に関わる全ての人の振り返りや気づきを促す、独自の取組もなされています。

A4

**A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

基本的な生活習慣の習得にあたっては、発達の個人差を把握し一人ひとりに合わせて進めています。必要な援助を行いながら自分でできた喜びを共感し、次の意欲へとつながる声かけをして子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にしています。トイレトレーニングは、子ども一人ひとりの日々の様子を記録して子どものペースで無理なく進めていけるようにしています。健康管理計画に沿って看護師から手洗いやうがい大切さや方法を教えてもらいさらに食育計画に沿って栄養士から食事の前後の挨拶、食具の使い方等を紙芝居やペープサートなどを使って楽しみながら教えてもらい、覚えられるようにしています。また、体調や季節に応じて静と動の遊びをバランスよく取り入れ、保育室内にくつろいだり寝転がったりできるスペースを確保しています。乳児期から手洗いや着替えの方法などを丁寧に伝え、習得できるように関わっています。

A5

**A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

## &lt;コメント&gt;

各保育室は、子どもが自分で絵本や玩具を選べるように背の低い棚におもちゃを収納しています。今年度の公開保育のテーマは表現活動で、子どもたちが自発性を発揮できるように環境設定をしています。ピアノに合わせて自由な表現を楽しむリズムや絵の具遊び、さまざまな素材を準備し自由に制作遊びをする等、またマットや仕切りを用いてコーナーを作り、子どもが自分で考えて遊びを展開できるようにしています。職員は、子どもたちが友だちとのやり取りを楽しんだり、一緒に作品を作ったり、主体的に活動できるよう見守っています。天気の良い日は積極的に園庭やテラスに出て、体を動かすようにし、感染症対策をしながら子どもは十分に戸外活動を行っています。広い園庭ではみかん、キウイ等の実がなる様子を観察したり、落ち葉を集めて楽しむなど、自然に親しむ工夫をしています。それぞれの年齢・子どもの姿に合わせた遊具を設定し、子どもが主体的に活動できる環境設定をしています。コロナ禍での活動として5歳児が書いた手紙を子ども自身が近隣の園に届けています。

第三者評価結果

A6

**A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## &lt;コメント&gt;

0歳児の保育においては、月齢の差が大きいため、月齢・発達に合わせて活動を分けた保育を実施しています。保育室はベッドサークル、ホットカーペットコーナー、畳コーナー、食事スペースなどエリアを分け、玩具や絵本も手作りの柔らかいものを用意しています。ふれあい遊びやわらべ歌を通して一人ひとりの子どもとのスキンシップを大切にしています。手作りマラカスで歌に合わせて音を出す遊びやボールプールなども楽しんでます。保護者との日々のやり取りや連絡帳を通じて、子どもの様子を保護者と共有し、個々の子どものリズムを大切にして24時間を視野に入れた上で保育を進めています。看護師・栄養士も密に関わり、個別の対応をしています。入園時に限らず面談も適宜実施しています。愛着関係を築けるよう、入園後しばらくの期間は、食事の援助やおむつ交換などをできるだけ同じ職員が行っています。職員は、子どもの表情や喃語などを大切に、応答的な対応を心がけ、子どもが安心して園での生活を送れるよう保育にあたっています。

A7

**A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。  
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。  
 イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。  
 ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。  
 エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。  
 オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。  
 カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。  
 キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

1,2歳児の保育においては、一人ひとりの月齢や発達に応じて、子どもが自分でしようとする気持ちを大切に保育にあたっています。時には子どもの気持ちを尊重できるように定数以上の人員配置をして援助しています。保育室内では、マットや可動式の仕切りを用いてコーナーを作り、さまざまな玩具を準備して、人形遊びやままごと、パズル、見立て遊びなど、子どもが好きな遊びを自分で選べるようにしています。広い園庭やテラスで巧技台や可動遊具を使用する遊びや砂場遊び、植物や虫への興味、友だちと一緒に遊ぶかくれんぼなど、探索活動を楽しんでいます。コロナ禍で例年通りの実施はできませんが、他の年齢の姿を見るなどソーシャルディスタンスを保ちながら異年齢での関わりも持っています。看護師・栄養士・用務員などの職員も丁寧に関わり、育ちを見守っています。友だちとのかかわりの中では、「かして」や「いいよ」、「あとで」など、言葉でのやり取りを楽しみ、子どもが自分の気持ちを伝えられるように援助しています。保護者とは、日々の登降園時でのやり取りや連絡帳を通して、子どもの様子を共有しています。

A8

**A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。  
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

3歳児は一人ひとりの発達状況や特性に合わせて担任間で密に話し合いをもち、会議を通して幼児フロア全体で情報を共有し、共通認識の中で丁寧に関わっています。集団での遊びを通して、子どもたちが興味関心を持って活動に取り組めるよう、鬼ごっこやしっぽ取りゲームなど、ルールのある遊びを取り入れたり、「見せ合う会」で4、5歳クラスの前で話をしています。4歳児クラスでは、発表会のファッションショーや合奏の練習などで一人ひとりが自分の力を発揮して活動に取り組めるようにしており、3歳児や5歳児クラスに見てもらふことを楽しんでいます。5歳児クラスでは、運動会・発表会を通し、子ども同士で話し合いながら内容を決定し、友だちと協力して主体的に活動に取り組めるように関わっています。夏祭りのみこし作りの際に模様をみんなで考えたり、発表会の分担をどのようにするのか等様々な活動を通して、友だちと協力し合いながら、一つのことをやりとげる達成感を経験できるようにしています。4歳児に見せ合う会で発表会の劇遊びを見てもらい、ほめられることで自信を持って活動しています。小学校の先生と交流し、連携しています。保護者にはエントランスで活動の様子をスライドショーで見てもらふなど工夫しています。

第三者評価結果

A9

**A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  
 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。  
 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。  
 イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。  
 ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。  
 エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。  
 オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。  
 カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。  
 キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。  
 ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

障害のある子どもが安心して生活できるよう、園内は段差のない構造です。障害のある子どもの受け入れ時には、クラスの指導計画とともに個別指導計画を月ごとに作成し、保育を行っています。障害および支援の必要な子どもへは、担任だけではなく園に複数名いる発達相談支援コーディネーターを中心に援助をしています。全職員でケースカンファレンスを行い、情報共有する体制をとっています。子どもの気持ちを尊重しながら、クラスの一員としての意識を持ち、居場所が出来るように関わりを持っており、保護者とは日常的なやり取りのほか、面談を行うなどして、子どもの状況を共有しています。また、必要に応じて川崎市の地域療育センターなどの専門機関と連携し、対応方法などについてアドバイスを受けています。職員は、川崎市が主催する障害のある子どもの保育に関する研修や自主研修に参加して、自己研鑽に励んでいます。障害のある子どもの保育に関する園の方針などは、おたよりや保護者懇談会で保護者全体に伝えています。

A10

**A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## &lt;コメント&gt;

職員は、子ども一人ひとりの在園時間に配慮し、生活リズムや静と動のバランスを考慮して、日々の活動内容を計画しています。家庭的な保育になるように人数によって保育室を分けて保育しています。年齢に応じて食事・おやつの時間を設定し、年度の途中で生活時間の見直しを行っています。日中に動きのある活動を取り入れ、延長保育では穏やかに過ごせる環境や遊具を取り入れた遊びを展開しています。現在はコロナ禍で実施できないこともありますが、朝と夕方の延長保育の時間帯は、合同保育を行うなどして、異年齢と一緒に過ごしており、落ち着いて遊べるよう、トランプをして遊んだり、職員が絵本の読み聞かせを行うなどしています。それぞれの降園時間に応じて、おにぎりなどの間食を提供しています。職員は、子どもの様子を見ながら、マットなどを用いて横になれるスペースを作るなど、子どもがゆったりと過ごせるような環境を整えており、スキンシップを多くとって、子どもがさみしさを感じないように配慮しています。日中の子どもの様子などは引き継ぎ簿に記入して、お迎え時に担当する職員に申し送りを行い、保護者への伝え漏れがないようにしています。

A11

**A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

＜コメント＞

小学校との連携(接続)について全体的な計画に記載し、5歳児クラスの就学に向けた活動や配慮事項を月間指導計画に組み入れて、保育の実践につなげています。例年は、近隣の保育園の年長児が集まってドッジボールなどをして交流する機会や、近隣の小学校から、年長児が就学前に学校訪問の招待を受け、学校体験を行うなどしています。現在はコロナ禍の為に実施できておらず、小学校のパンフレットやパワーポイント資料を活用し、就学のイメージがもてるようにしています。クラス懇談会で小学校生活がイメージできるよう保護者同士の情報交換を行ったり、「もう小学生」と題した懇談会資料を配布し、小学校までに身に着けてほしい力「保育園版」「家庭版」について説明しています。必要に応じて保護者の相談に応じるなど、就学に対する保護者の不安解消につなげています。年度末には年長担任だけではなく他の職員も関わって児童保育要録を作成しています。就学の際には、「保育要録」を就学先に持参し、教諭と就学児に関する面談・情報提供を行い、配慮事項や家庭環境などを伝えていきます。就学後も必要に応じて就学先と連絡を取り合い、子どもの育ちを見守っています。また、コロナ禍のため例年通りには実施できていませんが、多摩区の幼保小連絡会に職員が参加して、小学校の教員と情報交換を行っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。



## &lt;コメント&gt;

川崎市統一の子どもの健康管理に関するマニュアルがあります。年間健康管理計画を策定し、園のしおりで保護者にも周知しています。毎月健康だよりを保護者に配信しています。看護師と職員はマニュアルに沿って、登園時や保育中に、子どもの健康観察を行っています。看護師は、日々の子ども一人ひとりの健康状態や視診で気になることなどを保健日誌に記録し、職員間で情報共有して、子どもの健康管理を適切に行っています。活動中に、子どもに体調の変化やケガなどがあつた際は、速やかに保護者に連絡し、ケガについてはヒヤリハットや事故発生報告書に記録を残し、職員間で周知・振り返りを行っています。児童票に記載されている既往症や予防接種の状況などは、入園後の新しい情報を保護者に「すこやか手帳」に記入していただいて児童票に追記し、個別にファイリングして職員間で共有しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策として、午睡時に子どもの呼吸や顔色などを確認し、チェック表に記録しているほか、毎月発行している保健便りには、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報を発信して注意を促しています。また、園での健康管理の取り組みなどを掲載して、保護者に伝えています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

## 【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## &lt;コメント&gt;

嘱託医による健康診断を、0、1歳児は年6回、2～5歳児は年2回実施し、歯科健診は、全クラスとも年1回実施しています。身体測定は、全クラスで毎月身長と体重の計測を2回行い、年2回頭囲と胸囲の計測も実施しています。健康診断と身体測定の結果は、子ども一人ひとりの「すこやか手帳」に記録して、職員間での共有と保護者への報告が行われています。健康診断の前に、保護者から嘱託医に対する質問や相談を受け付け、嘱託医からの回答やアドバイスを保護者にフィードバックして、子どもへの対応について確認し合っています。また、身体測定の結果から算出したカウプ指数をもとに、保護者と栄養相談を実施するなどしています。歯磨き指導については虫歯予防デーなどに、1、2歳児では食後のうがい指導を行い、3歳児から歯ブラシの使い方を指導しているほか、人形や紙芝居を用いて歯磨きの大切さを子どもにわかりやすく伝えるなど、食後の歯磨き習慣が身に付くよう取り組んでいます。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

アレルギー疾患のある子どもへの対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と川崎市のガイドライン、マニュアルにもとづき、生活管理指導表の指示に従って、適切に対応しています。入園時に、健康記録表と食品の喫食状況表などを保護者に記入してもらい、除去食などの対応を保護者と確認しながら行っています。食物アレルギーのある子どもへの食事提供は栄養士と保育士がダブルチェックと声出し確認を行い、誤食防止に努めています。食事中は子どもの近くに職員が付き、子どもの様子を見守りながら援助しています。年齢に応じて、子ども自身やクラス子どもたちにもなぜ配慮しているのかをきちんと伝え、身体を大切にすることを知らせています。職員は、川崎市が主催するアレルギー対応に関する研修や医療ケア児に関する研修に参加し、研修内容を職員間で共有しています。アレルギー対応に関する園の方針は、「保育園のしおり」に記載しているほか、保護者懇談会などで保護者に伝えていきます。

A-1-(4) 食事

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。

- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

川崎市統一の年間の食育計画表には、年齢に応じて、食具の使い方、調理保育や野菜の栽培、食事のマナー指導などを組み入れて、子どもたちが食に関するさまざまな体験ができるよう取り組んでいます。職員は、子どもの様子を見ながら、穏やかに声かけを行い、子どもが落ち着いて食事をとれるよう配慮しています。時には、席替えをしたり、テーブルの配置を変えるなど、雰囲気を楽しめるよう工夫しています。お楽しみ献立や、行事にまつわる会食では、子どもたちが楽しい雰囲気の中で食べられるよう、盛り付けの工夫をしています。苦手な食材などは、一口ずつ食べられるよう声をかけ、完食できた時には、褒めるなど子どもの発達に合わせて援助しています。個人差や子どもの食欲に応じて食べる量を調整し、自分で食べる量を知ることができるようにしています。年齢や発達に応じて食器や食具の形状を考慮しています。HACCPに沿った衛生管理チェックリストを使用し、温度管理・記録を徹底し、確実な衛生管理を行っています。年に2回体格調査を実施し、個々の必要エネルギー量を把握し、提供量に反映しています。献立表を毎月発行し、旬の食材の効用や子どもに人気のメニューのレシピなどを掲載して、保護者に伝えています。日々の昼食とおやつは玄関に掲示し、お迎え時に保護者が確認できるようにしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
---	---

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

川崎市統一の献立です。七夕、七草がゆ、ひな祭りなど、季節にちなんだ行事食を取り入れて、旬の食材を多く使うなど、季節感のある献立となっています。また、とり天、にんじんしりしりなどの郷土料理やロコモコ、ガパオ風ライスなどの世界の料理を取り入れたり、卒園前には、5歳児のリクエストメニューを提供するなど、子どもが食事を楽しめるようにしています。一人ひとりの適量、体調等を把握し、量を調整しながら満足感が得られるように工夫しています。無理強いはない中でも、さまざまな食材・調理方法などに興味をもてるよう声かけをしています。栄養士は、各クラスを回って、子どもの喫食状況を見ながら感想を聞き、子どもの好き嫌いの把握をしています。給食会議では、保育士から味や子どもの喫食状況などについて報告を受け、野菜のカット方法を工夫するなど、次月の献立の作成や調理方法に生かしています。コロナ禍で調理保育が出来なかったので、親子収穫の機会を作り、それぞれの家庭で調理し感想を寄せてもらい、園での栽培物への関心とそれに繋がる「食育」を伝えていくことができました。園では、給食業務の手引きと衛生管理マニュアルを整備しており、調理室内の衛生管理と食材の適切な管理を行っています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	<b>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

園では、保護者との送迎時の会話や連絡帳(0～2歳児クラス)、3～5歳児クラスは必要な時に連絡帳(個人ノート)を用いて情報共有をするなど、日々丁寧な保護者対応を行っています。また、希望者への個人面談の実施、おたよりや写真掲示、日々の活動の様子をホワイトボードに記載し保育室前に掲示するなど、保育内容の開示をしています。コロナ禍で保護者同士の交流も限られている為、各クラスで掲示版を活用し、同意を得て付箋による保護者同士の意見交換や子育てに関する情報共有を行うなど工夫を重ねています。保護者との情報交換の内容は、必要に応じて所定の用紙に記録し、職員間で共有しています。保護者懇談会や園便りの紙面を通じて、各クラスの保育のねらいや活動内容について保護者に伝えていきます。コロナ禍で例年通り実施できていませんが、感染症対策を講じながら懇談会・運動会・お楽しみ発表会を実施できました。2歳児クラスでは、親子での交流を図るために親子で遊ぶ会を実施しました。

## A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## &lt;コメント&gt;

園では、保護者に、必要な場合はいつでも面談が行えることを知らせ、相談に応じる機会を設定しています。面談の時間も保護者の就労に留意し、臨機応変に対応する体制があります。保護者との信頼関係を築くために、保護者一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、話しやすい雰囲気づくりに努め、必要に応じて複数の職員で対応するなどしています。すぐに回答できない場合はその旨を伝え、職員全体で意見交換した上で回答する体制です。適切な記録のため川崎市共通の面談記録用紙を使用し、個別にファイリングして職員間で情報共有しています。園にはベテランの職員が多く、職員の意見を取り入れながら継続的に保護者支援を行っています。職員は、保護者対応やカウンセリングに関する外部研修に参加しており、研修内容を職員間で共有し、保護者支援を適切に行えるよう学び合っています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

## 【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

## &lt;コメント&gt;

虐待における保育園の役割や早期発見のポイント、発見した場合の対応方法などを記載したマニュアルを整備し、虐待など権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。虐待や権利侵害における地域の実態や防止対策などについて自己研鑽して知識を深めるようにしています。職員は、日々、子どもの態度や言動などに留意して観察し、権利侵害を未然に防ぐよう取り組んでいます。疑いを発見した場合や子どもや保護者の様子で気になることがある場合は、速やかに対応策を検討し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、経過観察を行う体制となっています。必要に応じて就労以外での保育を実施し、欠席が続く場合は家庭に連絡して状況確認をしています。また長期欠席時も定期的に連絡し、状況に応じて保健福祉センターとも連絡を取り合い支援しています。今年度はマニュアルに沿っての園内研修が実施できていません。権利擁護や虐待に関して意識の高い職員が多く、園内研修として「子どもの人権」をテーマに保護者アンケートを取る等積極的に学んでいます。今後はマニュアルに沿っての研修を実施することが望まれます。

## A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

年間指導計画と月間指導計画、週案、日案は、それぞれ、クラス会議で、前期の振り返りを行いながら、作成しています。乳児会議と幼児会議を毎月実施して、各クラスの活動や子どもたちの様子を報告し合う中で、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程を重視して話し合い、保育実践の振り返りにつなげています。職員は、川崎市で定めている「保育士キャリアシート」に沿ってキャリアを磨いています。その中で目標に対する振り返りを行っています。園では、職員個々の振り返りや自己評価に基づき、一人ひとりの学ぶ意欲を向上させながら、保育技術や専門性をより高められるよう、取り組んでいます。園全体の自己評価は、職員個々の自己評価を踏まえて毎年度末に実施しています。個々の自己評価が園全体の保育の質の向上につながるよう、丁寧な振り返りを行っています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323





